

財政事情説明書の公表について

地方自治法第243条の3及び財政事情説明書の作成及び公表に関する条例第2条の

規定に基づき、財政事情説明書を別紙のとおり公表する。

その財政事情説明書は、令和6年6月1日から6か月間、総務部財務室財政課において

一般の閲覧に供する。

令和6年6月1日

恵庭市長 原 田

